

既存の大規模小売店舗の設置者に

「地域貢献活動報告書」の提出をお願いします

愛知県では、平成 19 年 10 月に大規模小売店舗と地域との共生を目指して「愛知県商業・まちづくりガイドライン」を策定しました。

この中で、企業の社会的責任としての地域貢献活動の促進を図るため、既存の店舗面積 3,000 m²以上の大規模小売店舗の設置者に対し地域貢献活動報告書の提出をお願いしています。（但し、名古屋市内に立地するものは除きます。）

[地域貢献活動報告書を提出していただく店舗と提出期限]

| | |
|---|---|
| 平成 20 年 4 月 1 日以前に大店立地法第 5 条第 1 項又は附則第 5 条第 1 項に基づき店舗の新設・変更の届出をした店舗面積 3,000 m ² 以上の大規模小売店舗 | 平成 20 年 4 月 1 日以降に大店立地法の届出をする際は平成 20 年 10 月 1 日までのいずれかの早い時期まで |
| 大店立地法第 5 条第 1 項に基づき、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までに店舗の新設の届出をする店舗面積 3,000 m ² 以上の大規模小売店舗 | 届出の際に提出 |
| 大店立地法附則第 5 条第 1 項に基づき、平成 20 年 4 月 1 日以降に店舗の変更の届出をする店舗面積 3,000 m ² 以上の大規模小売店舗 | 届出の際に提出 |
| 大店立地法第 6 条第 2 項に基づき、平成 20 年 4 月 1 日以降に増床の届出により 3,000 m ² 以上となる大規模小売店舗 | 届出の際に提出 |

それぞれの提出期限までに、**愛知県産業労働部商業流通課**に**地域貢献活動報告書**を一部提出してください。

地域貢献活動報告書の様式及び記載例は、**県ホームページ**からダウンロードしてお使いください。(ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000011388.html>)

報告書に記載していただく**地域貢献活動の内容**は、**入居テナントすべてを対象としております**ので、**入居テナントと相談**してご記入ください。

また、**地域貢献活動報告書の内容**は、**提出いただいた後、県ホームページで公開**されますので、**ご了承ください**。

地域貢献活動報告書を提出していただいた設置者の方には、**その翌事業年度以降、大店立地法の届出をするたびに、同報告書を提出していただきます**。ただし、同一年度に**2回以上の届出がある場合には、2回目以降は提出の必要はありません**。

この手続きは任意ですが、円滑な店舗運営に不可欠なものですので、是非ともご協力をお願いします。

愛知県産業労働部商業流通課

本件についてご不明な点がございましたら、商業流通課街づくりグループまで、お気軽にお問い合わせください。

電話 052-954-6338

FAX 052-954-6925

Email : shogyo@pref.aichi.lg.jp